

報道関係者各位

令和8年9月8日(火)
山梨県 観光文化・スポーツ部
観光振興グループ
観光振興監 坂本 亜希子
電話 055-223-1557 (内線 4200)

やまなし大使の解任について

山梨県（知事：長崎幸太郎）は、令和8年8月にやまなし大使へ就任したNOBU氏（本名：安藤信義）を9月7日付けで解任しました。

警察発表及び報道によれば、安藤信義氏は、整骨院院長と共謀し、交通事故に係る施術日数を水増しした費用を保険会社に請求したとして、詐欺容疑で逮捕されたと報じられています。

県では、逮捕に至った事案の内容や社会的影響等を総合的に勘案し、やまなし大使としての活動継続は適当でないと判断したため、やまなし大使設置要綱第7条第3項に基づき、大使の任を解くこととしました。

【参考】

やまなし大使設置要綱第7条第3項

3 知事は、大使が次のいずれかに該当する場合は、大使の任を解くことができるものとする。

（3）大使としてふさわしくない行為があったと知事が認めるとき。

【問合せ先】

山梨県観光文化・スポーツ部
観光振興グループ 担当：仲村
TEL 055-223-1557 （内線 4201）